第一項			第二項		
前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口	昼間人口（従業地、通学地による人口が	前年度末までに	国勢調査のうち最近のもの	当該人口をいう。以下この項及び次項	昼間人口から常住人口
		により	平成二十二年の国勢調査		同項の人口
平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）		特例昼間人口（	従業地、通学地による人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（以下この項において「特例率」という。）を乗じて得た人口をいう。以下この項	当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）	特例昼間人口から特例人口
		により	平成二十二年の国勢調査		特例人口

第一項			第二項		
前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口	昼間人口（従業地、通学地による人口が	前年度末までに	国勢調査のうち最近のもの	当該人口をいう。以下この項及び次項	昼間人口から常住人口
		により	平成二十二年の国勢調査		同項の人口
平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）		特例昼間人口（	従業地、通学地による人口に特例率を乗じて得た人口をいう。以下この項	常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）	特例昼間人口から特例人口
		により	平成二十二年の国勢調査		特例人口

備考　表中の［　］の記載は注記である。